

小型機船底びき網漁業の制限措置等について

漁業の許可及び取締り等に関する省令第70条第2号に掲げる次の知事許可漁業について、漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項及び岩手県漁業調整規則第11条第1項に掲げる事項に関する制限措置等を次のとおり定める。

令和3年2月26日

岩手県

1 小型機船底びき網漁業

(1) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業種類		漁具の種類その他の漁業の方法	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	漁業者の資格	許可または起業の認可をすべき船舶等の数
水産動植物の種類								
手繰第3種漁業(貝、なまこけた網漁業)	貝、なまこ	けた網を使用する底びき網	第一種共同漁業権の漁業者から同意を得た海域	1月1日から12月31日まで	制限なし	15トン未満	岩手県内に住所を有する者のうち、県北広域振興局水産部管内に漁業根拠地を有し、第一種共同漁業権の漁業者から操業の同意を得ている者	定めなし
							岩手県内に住所を有する者のうち、沿岸広域振興局水産部管内(宮古水産振興センター)に漁業根拠地を有し、第一種共同漁業権の漁業者から操業の同意を得ている者	定めなし
							岩手県内に住所を有する者のうち、沿岸広域振興局水産部(釜石)管内に漁業根拠地を有し、第一種共同漁業権の漁業者から操業の同意を得ている者	定めなし
							岩手県内に住所を有する者のうち、沿岸広域振興局水産部管内(大船渡水産振興センター)に漁業根拠地を有し、第一種共同漁業権の漁業者から操業の同意を得ている者	定めなし

(2) 許可又は起業の認可を申請すべき期間
通年

(3) 備考

① この許可の有効期間は、許可の日から令和5年7月31日までとする。

② この許可又は起業の認可には、次に掲げる内容の条件を付けることがある。

アとを結ぶ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた海域（操業海域に面する関係漁業協同組合の同意を得た海域）以外の海域においては、操業してはならない。

イとを結ぶ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた海域（操業海域に面する関係漁業協同組合の同意を得た海域）においては、毎年〇月〇日から〇月〇日までの間、操業してはならない。

ウ 魚類を採捕してはならない。（漁業協同組合の同意が貝類（又はなまこ）の操業に限られている場合は、「なまこ（又は貝類）及び魚類を採捕してはならない。」とする。）

エ 資源の保護又は漁業調整のため、知事が操業の停止若しくは一部を制限する指示をした場合は、これに従わなければならない。

③ 許可又は起業の認可を申請しようとする者は、別に定める書類をその住所地を所管する当該広域振興局水産部又は水産振興センターの長その他の場合は水産振興課総括課長に提出するものとする。